

神奈川県海岸漂着物対策地域計画 改定案

2023（令和5）年12月

神 奈 川 県

<目 次>

第1章 はじめに	
1 改定の趣旨	1
2 地域計画の位置付け	1
第2章 国及び県の動向	
1 国の動向	2
2 県の動向	3
第3章 神奈川県における海岸清掃の現状と課題	
1 神奈川県の海岸	5
2 海岸清掃の現状～美化財団の取組～	5
3 海岸漂着物等の現状	6
4 課題	12
第4章 県の目指す姿と計画期間	
1 県の目指す姿	13
2 計画期間	13
第5章 重点区域	
1 重点区域の範囲	14
2 重点区域以外の地域等について	14
第6章 基本的方策	
1 海岸漂着物等の円滑な処理	16
2 発生抑制対策	17
3 普及啓発・環境教育	20
第7章 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項	
1 関係者の役割分担・相互協力	22
2 民間団体等との連携	22
第8章 海岸漂着物対策の実施にあたって配慮すべき事項	
1 モニタリングの実施	24
2 災害等の緊急時における対応	24
3 他の関連計画との整合	24
4 地域計画の見直し	24

【用語の定義】

本計画における用語の定義については、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を基本として、次のとおりとします。

用語	定義
海岸漂着物	海岸に漂着した又は海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物
漂流ごみ等	我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（法第2条第2項）
海岸漂着物等	海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等（法第2条第3項）
海岸漂着物対策	海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策（法第1条）
相模湾沿岸	横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの海岸
マイクロプラスチック	一般的に5mm未満とされる微小なプラスチック

第1章 はじめに

1 改定の趣旨

2009（平成21）年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときには、海岸漂着物対策を推進するための計画（地域計画）を策定するものとされました。

本県では、これまで海岸美化に先進的に取り組んできた実績を踏まえつつ、国、市町村及び関係団体等との連携を強化した取組を推進していくために、2011（平成23）年3月に「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定しました。

地域計画に基づき、海岸漂着物対策を進めてきましたが、相模湾沿岸の海岸漂着物の処理量は、近年、横ばいで推移しており、プラスチックごみの増加等の課題があります。

地域計画は、策定から既に10年以上が経過し、また、廃棄物分野の総合的な計画である「神奈川県循環型社会づくり計画」を2023（令和5）年度中に改定することから、法改正など国の状況の変化や県の関連計画の策定などの状況を踏まえ、改定するものです。

2 地域計画の位置付け

「神奈川県環境基本計画」は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、「神奈川県循環型社会づくり計画」は、この中の「循環型社会の形成」の分野に関する計画です。

地域計画は、法第14条第1項に基づく法定計画であると同時に、「神奈川県循環型社会づくり計画」の部門別計画として位置付けられており、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」等の関連計画とともに循環型社会づくりに向け取り組んでいきます。

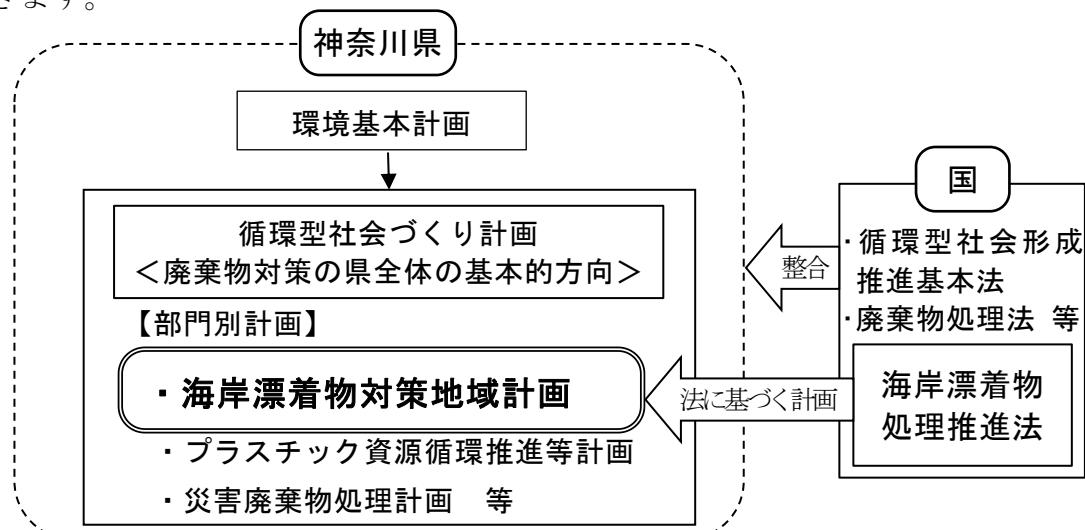


図1 地域計画の位置付けイメージ

第2章 国及び県の動向

1 国の動向

(1) 法の改正及び基本方針の変更

- 2009（平成21）年に法が施行され、国による海岸漂着物等の実態把握調査のほか、都道府県等が実施する海岸漂着物等の処理や発生抑制の取組に対して財政的支援、漁業者等による環境保全のための取組への支援が行われてきました。
- しかし、法施行後も国内外から流れてきた多くの海岸漂着物等が存在し、沿岸海域へ流出した漂流ごみ等により海洋の環境に深刻な影響を及ぼしています。また、近年ではマイクロプラスチックが海洋生態系に与え得る影響等について国際的な関心が高まり、世界規模の問題となっています。
- このような状況を受け、海岸における良好な景観及び環境の保全並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、2018（平成30）年に法が改正されました。
- 2018（平成30）年の法改正に伴い、2019（令和元）年には法に基づく国の基本方針が変更され、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となった取組の推進や、漂流ごみ等及びマイクロプラスチックの排出抑制に関する事項等が追加されました。

【基本方針の主な変更内容】

- ・内陸地域と沿岸地域が一体となった取組

海岸を有する地域だけでなく、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となり、海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組が必要であることを、基本的方向性に追加

- ・漂流ごみ等の追加

沿岸海域に漂流し、又はその海底に存するごみ等を「漂流ごみ等」と定義し、海岸漂着物等に追加

- ・マイクロプラスチック対策

事業者は、マイクロプラスチックが海洋に流出しないよう使用の抑制に努め、国は、使用の抑制、飛散・流出防止の措置等について実態を把握

(2) プラスチック資源循環戦略等の策定

- 第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、2019（令和元）年に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。
- プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指し、プラスチック資源循環を徹底するとともに、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底した上での清掃活動を含めた陸域での廃棄物適正処理、マイクロプラスチック流出抑制対策、海洋ごみの回収

処理、代替イノベーションの推進、海洋ごみの実態把握が重点戦略に掲げられました。

- また、海洋プラスチックごみ対策に係る具体的な対策をとりまとめた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、これまでの経済活動を制約する必要なく、廃棄物処理制度による回収、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収等によりプラスチックごみの海への流出を抑制していくことが定めされました。

2 県の動向

(1) かながわプラごみゼロ宣言の発表

- 2018(平成30)年に鎌倉市の由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが海岸に打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されたことを契機に、「かながわプラごみゼロ宣言」を発表しました。
- この宣言では、2030(令和12)年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラスチックごみをゼロにすることを目標としています。

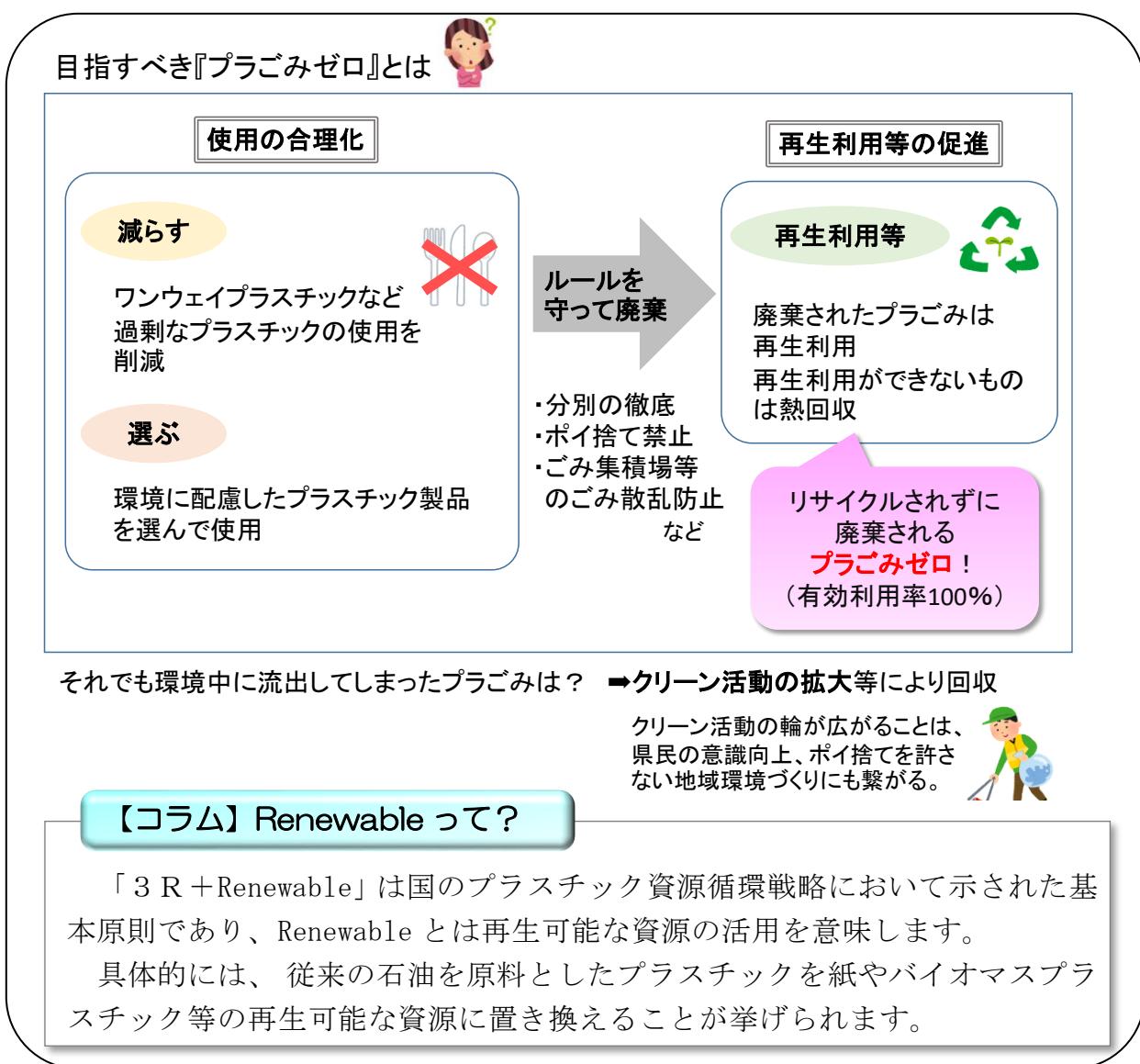


(2) 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画の策定

- 2023(令和5)年に、「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指すとともに

に、資源循環等の取組を総合的かつ計画的に推進するための方針や施策等を「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」として取りまとめました。

- この計画では、かながわプラごみゼロ宣言の実現を目指し、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、それぞれの役割においてプラスチックの3R+Renewableに係る取組を進めます。
- 3Rの取組ではプラスチックごみの排出を減らすリデュース（排出抑制）の取組が最も重要であり、リデュースを徹底したうえで、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を進めます。
- この計画では、特に、プラスチック使用製品の使用の合理化の促進、プラスチックの再生利用等の促進及びクリーン活動の拡大等を重点方策に位置付け、取組を推進します。



出典：「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」 V 施策の基本的な方針

第3章 神奈川県における海岸清掃の現状と課題

1 神奈川県の海岸

- 神奈川県の海岸は、総延長約 435km であり、東側は東京湾に、南側は相模湾に面しています。
- 東京湾内湾部（千葉県富津岬と神奈川県観音崎を結ぶ以北の水域）は、川崎市、横浜市及び横須賀市の3市に面しています。内湾部には川崎港、横浜港及び横須賀港が並んでおり、都市化や工業化の進展とともに、砂浜や干潟の多くが埋め立てられ、人工海岸が9割（東京湾全体）にも達する状況であり、自然海岸はほとんど残されていません。
- 一方、東京湾外湾部は、横須賀市及び三浦市の2市に面しています。外湾部は小湾が多く、変化に富んだ複雑な海岸線となっており、岩石海岸や砂浜海岸といった自然海岸が点在するなど豊かな自然が残されています。
- 相模湾側は、太平洋に面した開放型の区域で変化に富んだ自然海岸が多く残されており、古くから観光や漁業など様々な利用がされています。また、一級河川である相模川をはじめ、多くの河川が流入しています。



図2 相模湾（江の島）の様子

2 海岸清掃の現状～美化財団の取組～

- 神奈川県では、1991（平成3）年の財団法人かながわ海岸美化財団（以下「美化財団」という。）設立以降、美化財団が一元的な海岸清掃実施主体として相模湾沿岸を中心とした海岸清掃を実施してきました。美化財団設立前は、県及び相模湾沿岸の市町により行政区域ごとに海岸清掃が行われていたため、実施頻度や時期が不統一であり、一元的な海岸清掃は実施されていませんでした。
- このことから、県及び相模湾沿岸の13市町（横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、真鶴

町及び湯河原町）（以下「沿岸 13 市町」という。）により、企業・民間団体等の参画を得て、海岸清掃を計画的・効率的に行う海岸清掃主体の一元化、海岸美化の推進・発信の拠点として、1991（平成 3）年に美化財団が設立され、2011（平成 23）年からは公益財団法人として活動しています。

- 美化財団による海岸清掃は、横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの自然海岸（港湾施設及び漁港施設を除く。）、河川河口部及び海岸砂防林（延長約 150km）を清掃範囲とし、行政区域を超えて一体的・効率的に行って います。また、海岸清掃のみならず、美化啓発事業、美化団体支援事業及び調査研究事業を行っています。
- 改定前の地域計画では、美化財団により積み重ねられてきた総合的な海岸美化対策は着実に地域に根差した取組となっており、これまでの取組を継承し、美化財団による海岸清掃範囲を重点区域としています。



図 3 美化財団の清掃範囲

3 海岸漂着物等の現状

（1）美化財団の回収や調査による現状

- 相模湾沿岸では、多くのごみが河川を通じて海岸へ漂着しており、流木や木屑等の自然物に加え、ペットボトルやビニール袋、たばこのフィルター等の生活系ごみが多く含まれています。
- 「平成 3～令和 4 年度 ごみ処理量の推移」を見ると、年により海藻の量に 差があります。（図 4 上図参照）
- 海岸漂着物の処理量（美化財団が回収し、処理が行われた量。海藻は含まない。以下同じ。）は、近年、概ね横ばい傾向で推移しています。（図 4 下図参照）

平成3～令和4年度 ごみ処理量の推移

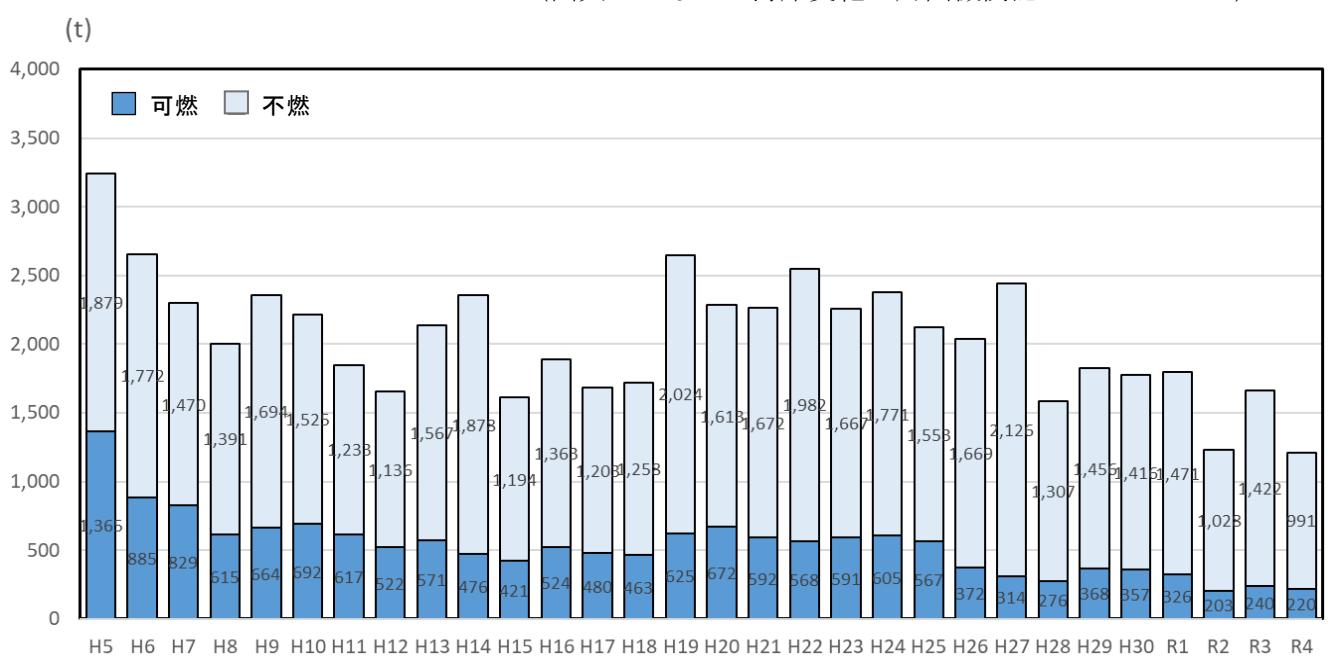
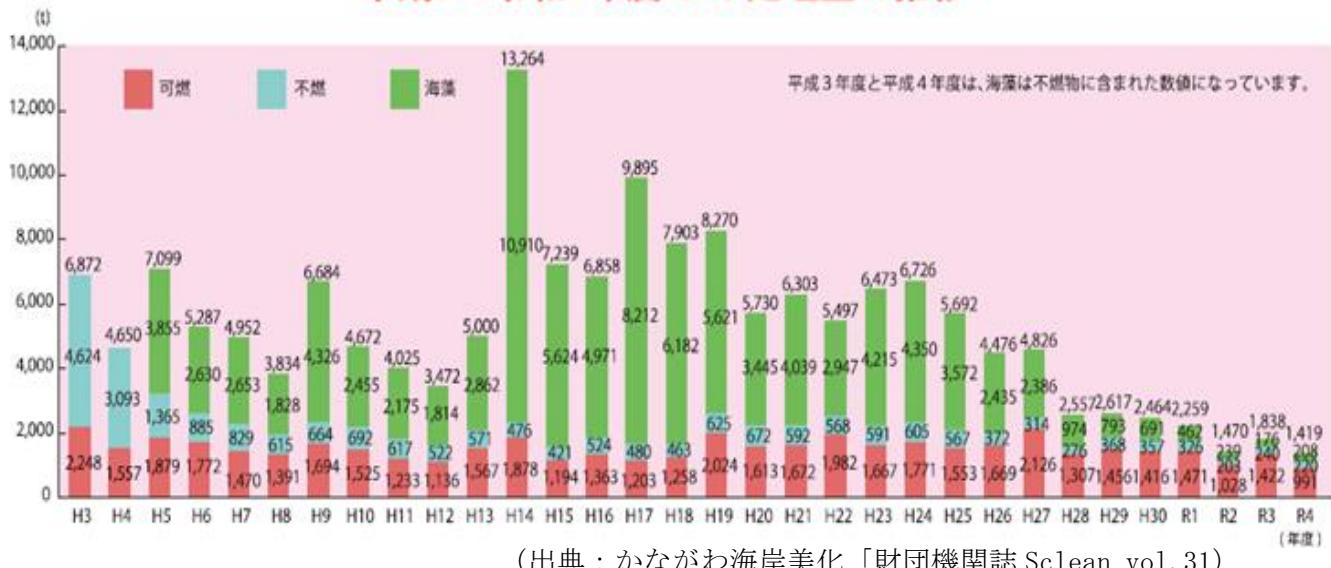


図4 海岸漂着物の処理量の推移

- 美化財団は、海岸ごみ（美化財団が回収する海岸漂着物。以下同じ。）の実態を把握しその発生源や組成等を明らかにすることにより、海岸清掃事業の推進を図るとともに、海岸美化啓発のための資料作成、清潔で快適な海岸の保全に資することを目的とし、1992（平成4）年から1995（平成7）年にかけて調査を行いました。1996（平成8）年に作成した「海岸ごみ調査報告書」では、海岸ごみの約7割が河川上流部から流出していることが判明しています。

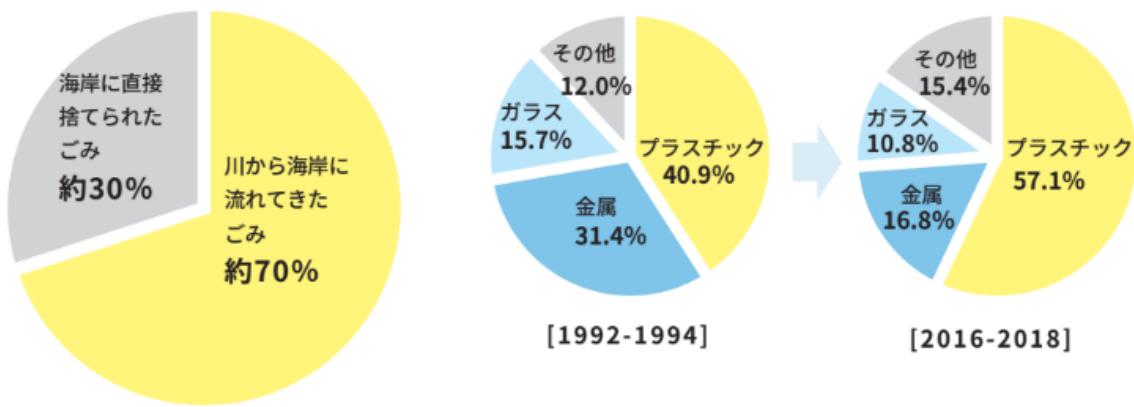
【美化財団作成「海岸ごみ調査報告書」】

[wp-svg-icons icon="link" wrap="i"]海岸ごみ調査報告書 [wp-svg-icons icon="box-add" wrap="i"]

- 美化財団が県内の海岸 3 地点（久里浜海岸、金目川右岸～大磯町境の海岸、山王綱一色海岸）において実施した海岸ごみの実態調査では、人工ごみのうちプラスチックごみの割合が、1992（平成 4）年～1994（平成 6）年の調査結果（40.9%）に比べて、2016（平成 28）年～2018（平成 30）年の調査結果（57.1%）では約 1.4 倍に増加しています。

表 1 美化財団における海岸ごみ実態調査結果

ごみの種類	1992(H4)～1994(H6)年度		2016(H28)～2018(H30)年度	
	重量 (kg)	割合 (%)	重量 (kg)	割合 (%)
プラスチック	78.8	40.9	130.0	57.1
その他	113.9	59.1	97.7	42.9
合計	192.7	100.0	227.7	100.0



(出典：かながわ海岸美化財団パンフレット)

図 5 美化財団による海岸ごみ実態調査結果

（2）県の調査による現状

ア 海岸漂着物組成調査

- 県が 2019（令和元）年から 2022（令和 4）年度に県内 4 地点の海岸において、国が定めた調査方法に沿って海岸漂着物の組成調査を行った結果、人工物（漁具を除く）のうちプラスチックごみの割合は多い地点では 5 割程度、少ない地点では 1 割程度でした。
- また、回収されたプラスチックごみの種類は、個数ベースで集計すると、たばこの吸殻（フィルター）や、ペットボトルのキャップ、ポリ袋、ストロー、他の容器包装が多く見られました。
- さらに、元々の製品の種類が判別できない細かなプラスチックの破片を含めて、重量ベースで集計すると、全体の約 8 割を生活雑貨等の製品プラスチックや、それらが環境中で劣化し、細かくなつた破片が占めているものと推測されました。

表2 神奈川県海岸漂着物組成調査結果 単位：重量 kg、割合%

地点	ごみの種類	2019(R1)年度		2020(R2)年度		2021(R3)年度		2022(R4)年度		2019～2022平均	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合	重量	割合	重量	割合
三浦海岸北側公衆トイレ付近	プラ			1.95	16.2	1.86	9.9	0.90	9.3	1.57	11.6
	その他			10.10	83.8	16.88	90.1	8.81	90.7	11.93	88.4
	合計			12.05	100.0	18.74	100.0	9.71	100.0	13.50	100.0
引地川河口部右岸	プラ	0.46	51.7	0.25	59.5	0.31	39.7	0.07	25.9	0.27	45.8
	その他	0.43	48.3	0.17	40.5	0.47	60.3	0.20	74.1	0.32	54.2
	合計	0.89	100.0	0.42	100.0	0.78	100.0	0.27	100.0	0.59	100.0
金目川河口部左岸	プラ	0.68	43.3	0.08	34.8	1.39	53.1	0.64	23.9	0.70	39.3
	その他	0.89	56.7	0.15	65.2	1.23	46.9	2.04	76.1	1.08	60.7
	合計	1.57	100.0	0.23	100.0	2.62	100.0	2.68	100.0	1.78	100.0
酒匂川河口部右岸	プラ	0.27	12.5	3.61	11.6	2.93	7.8	6.04	52.5	3.21	15.7
	その他	1.89	87.5	27.39	88.4	34.40	92.2	5.46	47.5	17.29	84.3
	合計	2.16	100.0	31.00	100.0	37.33	100.0	11.50	100.0	20.50	100.0



図6 神奈川県海岸漂着物組成調査地点図

イ マイクロプラスチックの調査

- 県環境科学センターでは、2017（平成29）年度以降マイクロプラスチックの発生源を把握する調査を実施していますが、その結果から、相模湾に漂着するマイクロプラスチックは、その由来が外洋からではなく、内陸部から河川を通じて流出している可能性が高いと推察されています。
- これをもとに、河川における定常時の調査に加えて、雨天時の調査を実施して、海岸に漂着している特徴的なプラスチックのうち、人工芝の破片（玄関マット等に由来）や、樹脂ペレット※などが実際に流出していることを確認しています。
- さらに内陸部において、用途地域ごとに、道路の路肩に散乱したプラスチック片の調査も実施しています。その結果、工業地域などと比較して、住居地域においてプラスチック片の重量が多いことが確認され、ごみ集積場に由来するプラスチックごみの散乱、あるいは駐車場に設置されている三角コーンの不適切管理などが要因と推測しています。

- 加えて、ドローン撮影による調査の結果、台風などの大雨により、河川敷あるいは中州などに、上流から流れてきたプラスチックごみが滞留することも確認されています。

【参考資料】

神奈川県環境科学センター調査研究部 マイクロプラスチック研究チーム；相模湾漂着マイクロプラスチック（MP）の実態とその由来の推定 <中間報告書> その1 漂着実態把握と吸着化学物質の測定（2019年5月）、その2 発生源及び排出経路の推定（2022年5月）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/chousakenkyu/seika/seika.html>

※樹脂ペレット：球形又は円柱形に固めた造粒物。プラスチックなどの工業原料を加工しやすいように3～5mm程度の粒子状にしたもの。

【コラム】マイクロプラスチックって？

環境中に流出したプラスチックごみは、紫外線や波浪などの影響により自然環境中で破碎・細分化されることでマイクロプラスチックになります。

マイクロプラスチックは、海洋中などにごく低濃度で含まれる有害な化学物質をその表面に吸着しやすい性質を持っているため、吸着した化学物質やプラスチック自体に含有している化学物質により、食物連鎖を通じて生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。



県内の海岸で採取したマイクロプラスチック

（3）漂流ごみ等

- 漂流ごみ等は、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋環境に影響を及ぼすことがあります。
- 大量に漂流している流木等が船舶にぶつかるなどの被害が生じています。

（4）その他関連する現状（不法投棄・不適正保管）

- 人目に付かない場所で行われることの多い、不法投棄やポイ捨てされたごみは、降雨により河川に流出し、海岸に集まることがあります。
- 県内の不法投棄量及び不法投棄箇所数は、2003（平成15）年度に発生した大規模事案を除くと、近年、横ばい傾向で推移していますが、引越しごみのような一般廃棄物の不法投棄は後を絶たない状況です。
- 不法投棄された主な廃棄物の種類としては、廃プラスチック類、家具類、建設廃材、家電製品等の順に多くみられます。

- また、図8の県内の産業廃棄物の不法投棄及び不適正保管の残存量の推移も2018（平成30）年度に発生した大規模事案を除くと近年は微増傾向で推移しています。

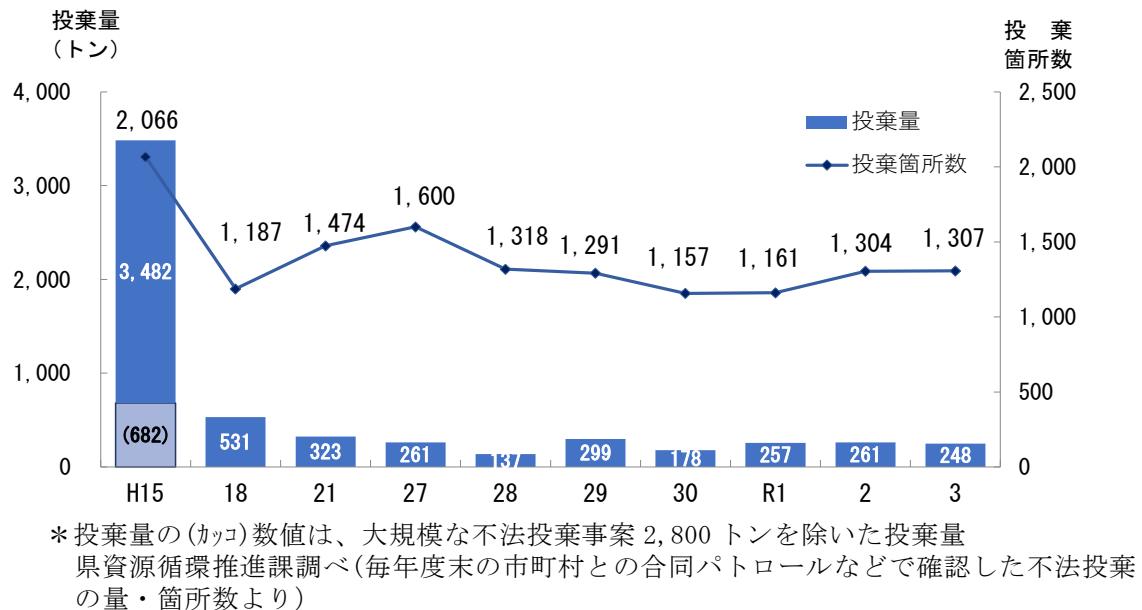
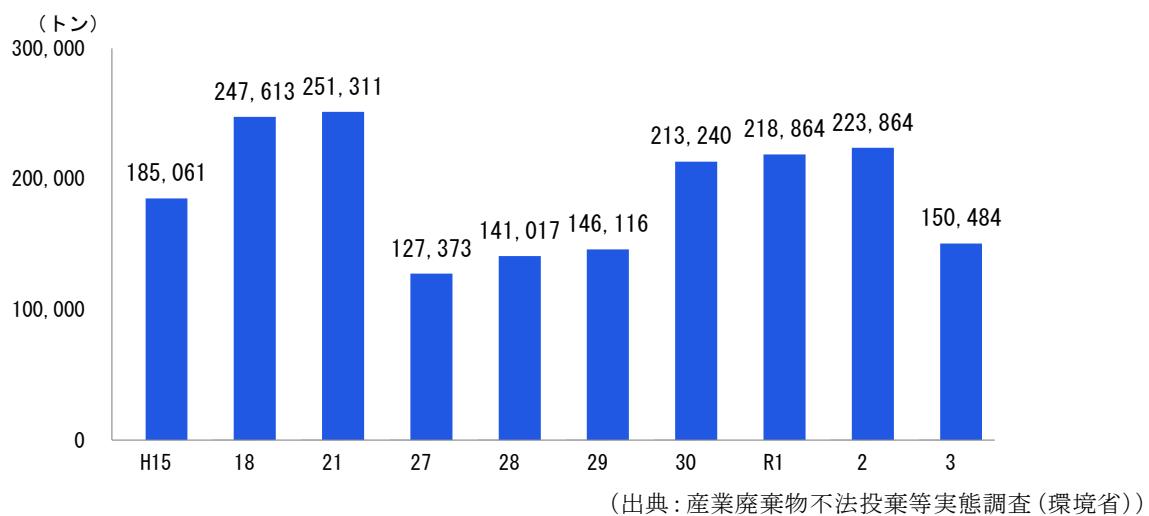


図7 不法投棄物量・箇所数の推移



*残存量は、1件あたり10トン以上の産業廃棄物の不法投棄と不適正保管の総量

図8 産業廃棄物の不法投棄及び不適正保管の残存量の推移

4 課題

- 相模湾沿岸の海岸漂着物の処理量は、概ね横ばいで推移している一方、美化財団によると、人工ごみのうちプラスチックごみの割合は1992（平成4）年～1994（平成6）年の調査結果（40.9%）に比べて、2016（平成28）年～2018（平成30）年の調査結果（57.1%）では約1.4倍に増加しています。
- マイクロプラスチックによる海域の生態系への影響が懸念されており、プラスチックごみの削減及び公共用水域への流出を防止することが必要です。
- 不法投棄の量や不法投棄箇所数は、近年横ばいで推移しており、不法投棄の撲滅に向け、市町村、関係団体、事業者等との連携を図ることが必要です。
- 漂流ごみ等については、海岸における美化推進の観点はもとより、施設管理上の観点からも、港湾管理者及び漁港管理者との協力体制の構築が必要です。
- 美化財団による相模湾沿岸における海岸漂着物の回収処理のみならず、内陸部と沿岸域が一体となった、更なる発生抑制対策をより推進していくことが必要です。

第4章 県の目指す姿と計画期間

県民にとって共有の財産である神奈川県の美しい海岸を良好に保全し、将来の世代に継承するため、神奈川県の海岸漂着物等に関する「目指す姿」を示すこととします。

1 県の目指す姿

- 重点区域（第5章参照）においては、美化財団が中心となって一体的な清掃活動を行うという本県の強みを最大限に活かしつつ、流木や海藻を除いた人工ごみについて、円滑な処理と発生抑制対策を進めます。
- また、港湾施設及び漁港施設（横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの自然海岸に所在するものに限る。以下同じ。）、内陸部における市町村といった重点区域以外の地域においても、一体となった発生抑制対策を進め、人工ごみのない美しいかながわの海岸を目指します。
- プラスチックごみについては、「かながわプラごみゼロ宣言」や「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」の趣旨を踏まえ、排出抑制を実施したうえで再使用・再生利用を進め、それでも環境中に流出してしまったプラスチックごみは、クリーン活動の拡大等により回収していきます。
- また、プラスチックごみ以外の金属類等他の人工ごみについても、環境中へ流出しないよう排出抑制を進めます。

2 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。

- 廃棄物対策の県全体の基本的方向を定めた「神奈川県循環型社会づくり計画」（2023（令和5）年度改定予定）では、計画目標を定め、目標年度を2030（令和12）年度としていること、「かながわプラごみゼロ宣言」では、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指すとしていること等を鑑みて設定します。
- 計画期間において、関連する次の事項について各年度の結果を把握した上で、必要な取組を検討します。
 - ・海岸漂着物の処理量
 - ・海岸清掃ボランティア参加者数
 - ・海岸漂着物の組成（神奈川県プラスチック資源循環推進等計画における進行管理項目）

第5章 重点区域

地域計画では、重点区域を設定して、重点的に円滑な処理及び発生抑制対策を進めるとともに、重点区域以外の地域においても、重点区域と一体となった発生抑制対策を進めるものとします。

1 重点区域の範囲

重点区域は、横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの自然海岸（港湾施設及び漁港施設を除く。）、河川河口部及び海岸砂防林（延長約 150km）とします。

- 相模湾沿岸は、海水浴等の利用や沿岸漁業等の産業的利用といった多様な利用がされており、美化財団による総合的・一体的・効果的・効率的な清掃が行われてきました。
- こうした自然的・社会的な背景を踏まえ、重点区域の範囲は前計画と同様とします。

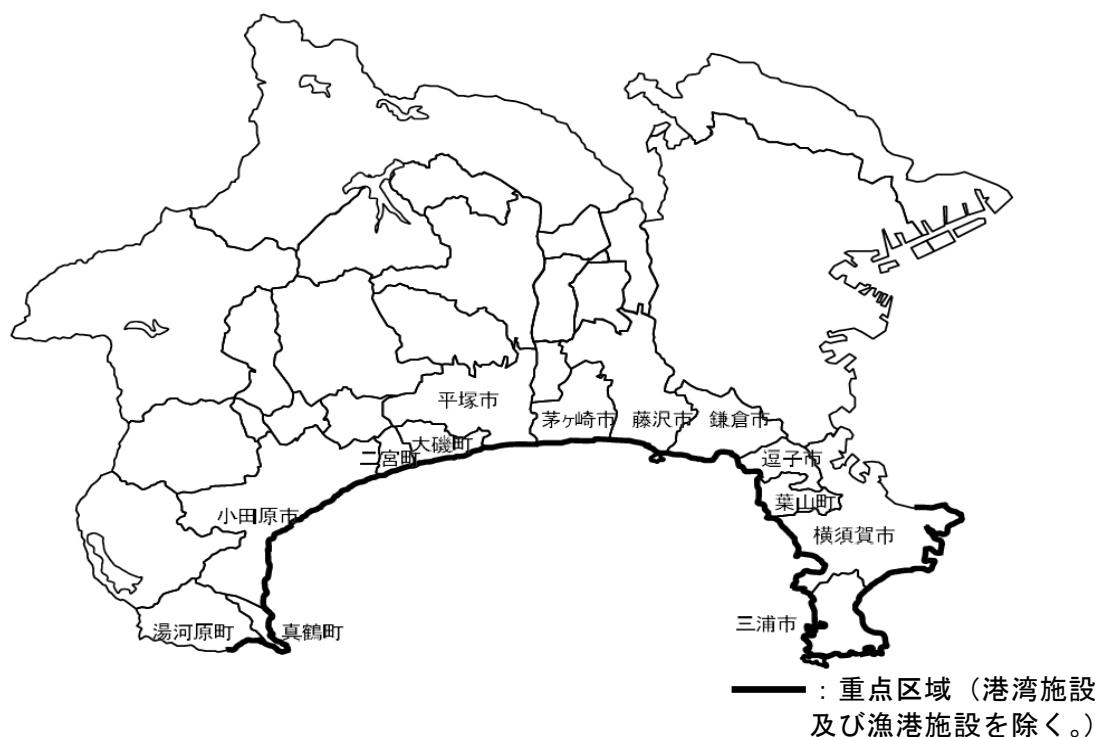


図9 重点区域の範囲

2 重点区域以外の地域等について

- 重点区域が設定されている沿岸 13 市町以外の内陸部の市町村等も含め、発生抑制対策の取組を進めます。
- 漂流ごみ等の発生により、漁業や観光業などに支障を及ぼす場合があるため、漁港管理者による漂流ごみ等への対応に関して、県及び沿岸 13 市町は、情報提供等の必要な協力を行います。

第6章 基本的方策

「県の目指す姿」に沿って、海岸漂着物等に関する基本的な方策としては、「1 海岸漂着物等の円滑な処理」、「2 発生抑制対策」及び「3 普及啓発・環境教育」を3つの柱として設定します。

「1 海岸漂着物等の円滑な処理」については、相模湾沿岸域を対象とした取組とします。

「2 発生抑制対策」については、海岸漂着物の約7割が内陸から河川を通じて流出していることを踏まえ、「(2) 内陸部における発生抑制対策」として、内陸部における清掃活動や、集積場等からの身近なごみの流出・飛散の防止、不法投棄・ポイ捨ての撲滅、河川管理者による河川ごみの回収等を一層推進するため、内陸部を対象とした発生抑制対策を位置付けます。

海岸漂着物等の発生抑制のためには、海岸漂着物等となり得るごみ等の排出抑制に努めることが重要であることから、「(3) 3Rの推進」、「(4) 不法投棄・不適正保管の未然防止」及び「(5) マイクロプラスチックの排出の抑制」は、内陸部と沿岸域が一体となって取り組む方策とします。

また、海岸漂着物等には、生活系ごみを始め身近なごみ等に起因するものが含まれており、これらの多くは内陸から河川を通じて流出していると考えられるため、内陸部及び沿岸域の県民一人ひとりが海岸漂着物等の問題を自分事として捉え、発生抑制に向けた行動をすることが重要です。

「3 普及啓発・環境教育」については、発生抑制対策の一つの手段と言えますが、ここでは、個別の大柱の方策に位置付けました。

1 海岸漂着物等の円滑な処理

- (1) 重点区域における清掃
- (2) 重点区域外における清掃
- (3) 漂流ごみ等の処理

} 相模湾沿岸域を対象

2 発生抑制対策

- (1) 発生状況及び原因に関する調査
- (2) 内陸部における発生抑制対策
- (3) 3Rの推進
- (4) 不法投棄・不適正保管の未然防止
- (5) マイクロプラスチックの排出の抑制

} 内陸部を対象

} 内陸部と沿岸域が
一体となって推進

3 普及啓発・環境教育

1 海岸漂着物等の円滑な処理

(1) 重点区域における清掃

- 重点区域における海岸清掃は、美化財団が設立から 30 年以上実施していることから、引き続き美化財団を中心に実施していきます。
- 美化財団による海岸清掃の事業費負担は、県と沿岸 13 市町による「財団法人かながわ海岸美化財団の設立に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、表3のとおり負担します。
- 美化財団が回収した海岸漂着物の処理・処分は、合意書に基づき、ごみの発生した市町において行うものとします。処理・処分の費用については、原則無料としますが、これにより難い場合は沿岸 13 市町と美化財団とが協議して定めるものとします。
- 美化財団では、相模湾沿岸約 150km の海岸について、週 1 回（主要な海岸は週 2 回）パトロールを行って、海岸漂着物の情報を把握し、清掃計画に反映しています。

表3 美化財団による海岸清掃の事業費負担

経費の種別		負担
清掃	海岸の通常の清掃に要する経費	神奈川県と沿岸 13 市町との均等負担
	台風等による海岸の緊急清掃に要する経費	神奈川県
	海岸砂防林及び河川河口部分の清掃に要する経費	神奈川県
処理	—	沿岸 13 市町

(2) 重点区域外における清掃

- 港湾管理者及び漁港管理者は、県、市町村、関係団体等と連携協力をし、管理する港湾・漁港の一層の清掃活動の推進に努め、相模湾沿岸における切れ目のない海岸漂着物対策に取り組みます。
- 県や沿岸 13 市町、関係団体等は、海岸漂着物対策に資する情報を港湾管理者及び漁港管理者と積極的に共有するなどの支援を行います。

(3) 漂流ごみ等の処理

- 漂流ごみ等は、従来から実施している重点区域における清掃活動等により処理することは困難であることから、日常的に海域を利用する漁業者等の自主的な協力を得るとともに、沿岸 13 市町及び漁港管理者が協力して、漁業者等が自主的に回収した漂流ごみ等を引き取って処分を行うなど、円滑な処理の推進を図ります。

2 発生抑制対策

(1) 発生状況及び原因に関する調査

- 海岸漂着物の効果的な発生抑制のための施策を企画・実施するため、海岸漂着物の発生状況等の実態を把握し、発生原因等について調査する必要があります。
- 県では、2019（令和元）年から県内4地点の海岸において、環境省が定める地方公共団体向けの組成調査のガイドラインを踏まえ、定期的に海岸漂着物の組成調査を行っています。今後も継続して本調査を実施し、海岸漂着物の組成及び経年変化を把握します。
- また、河川を対象として、マイクロプラスチックの排出実態の解明に関する調査研究を行います。
- 美化財団では、毎年の海岸漂着物処理量実績の把握とともに海岸漂着物の実態調査等の調査研究事業を行います。

表4 発生状況及び原因に関する調査

実施主体	主な取組
県	○海岸漂着物の組成等実態把握調査 ○マイクロプラスチックの排出実態の解明に関する研究
美化財団	○海岸漂着物の種類別の処理量実績の把握 ○海岸漂着物の実態調査

(2) 内陸部における発生抑制対策

- 海岸漂着物等は、多くは山、川、海へと繋がる水の流れを通じて海域に流出し、海流や潮流の影響を受けて海岸に漂着、海域に漂流します。海岸漂着物等は、洪水や台風等の自然災害によって流木等が大規模に漂着等するものもありますが、生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着等するものも多く含まれています。
- 内陸部の市町村は、清掃活動によるごみの回収や、集積場等からの身近なごみの流出・飛散の防止、不法投棄・ポイ捨ての撲滅、河川管理者による河川ごみの回収等を一層推進するとともに、住民一人ひとりが自分事として捉え、行動することが必要であることについて、イベントや講習会、各種広報媒体等を通じ、機会を捉えて普及啓発を行うなど、海岸漂着物等の削減に努めます。
- 河川管理者は、管理する河川区域の清掃を行うとともに、不法投棄の未然防止対策、ごみの持ち帰りの呼びかけ等の普及啓発活動の取組を一層推進することにより、海岸漂着物等の削減に努めます。

表5 内陸部における発生抑制対策の取組

実施主体	主な取組
内陸部の市町村	○集積場等からの身近なごみの流出・飛散の防止、不法投棄の未然防止等の普及啓発活動 ○住民、事業者等と連携したクリーン活動
河川管理者	○河川におけるごみの回収 ○不法投棄の未然防止、ごみの持ち帰りの呼びかけ 等

(3) 3Rの推進

ア 神奈川県循環型社会づくり計画による推進

- 海岸漂着物等の発生抑制を図るためにには、海岸漂着物等には日常生活や通常の事業活動に伴って発生したごみが多く含まれていることから、海岸漂着物等となり得るごみの排出抑制に努めることが重要です。
- このため、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づき、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」をはじめとする各種リサイクル法の適切な実施や、3R（排出抑制、再使用、再生利用）を推進することにより、循環型社会の実現を図るよう努める必要があります。
- 県においては、循環型社会の形成に向け、県民、事業者、市町村、県がそれぞれ主体的に、相互に連携して取組を進めるため「神奈川県循環型社会づくり計画」を策定しています。
- この計画に基づき、海岸漂着物等の発生抑制の観点からも、3Rの推進を進めています。

イ 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画による推進

- 海岸漂着物等には、プラスチックごみが含まれており、プラスチックごみの排出を抑制するためのプラスチック使用製品の削減や、再生利用の促進により、海岸漂着物等となるプラスチックを削減することが重要です。
- 県では、2018（平成30）年に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、プラスチックの資源循環等の取組を総合的かつ計画的に推進するための方針や施策等を「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」として取りまとめています。この計画では、かながわプラごみゼロ宣言の実現を目指し、県、市町村、県民、事業者等が相互に連携しながら、それぞれの役割においてプラスチックの3R+Renewableに係る取組を進めます。
- 海岸漂着物等となるプラスチックごみの削減のため、この計画に基づく取組を進めます。

(4) 不法投棄・不適正保管の未然防止

- 海岸漂着物等には、空き缶、たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック等の生活系ごみ、流木等の自然系ごみ、建設・農業資材、漁具等の事業系ごみが含まれており、これらは市街地、森林、農地、河川、漁港・港湾施設等から河川その他公共用水域を経由して海域に流出していると考えられます。
- 市町村や関係機関の協力の下、県民等の意識向上に努めるとともに、これらの土地におけるごみの散乱や不法投棄の防止、土地所有者等の土地の適正管理、漁港・港湾施設における作業時の漁具の管理・保管や荷役施設管理等を徹底していきます。
- 「神奈川県循環型社会づくり計画」において、適正処理の推進として、不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進が挙げられており、これに基づき取り組んでいきます。

表6 不法投棄・不適正保管の未然防止に係る主な取組

小柱	事業の概要
(1) 不法投棄を許さない地域環境づくり	<ul style="list-style-type: none">○ 県民、事業者、関係団体等と連携・協力した取組 不法投棄撲滅キャンペーン等の実施等を通じた県民意識の高揚や未然防止○ 不法投棄監視活動等の実施 県と市町村等が連携した監視パトロールの実施等○ 県内政令市、関係団体等と連携した取組の推進 産廃スクラム37（関東甲信越1都11県25市で構成する広域連絡協議会）による取組、関係団体等と連携した普及啓発等
(2) 産業廃棄物の不適正処理対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 廃棄物処理法及び条例に基づく保管届出や調査等請求制度の運用○ 不適正処理事案に対する厳正な対応
(3) 不法投棄の原状回復に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">○ 原状回復の効果的な取組の推進 不法投棄発見時における市町村や警察と連携した取組○ 県管理地等の不法投棄物の撤去

（「神奈川県循環型社会づくり計画」を基に作成）

(5) マイクロプラスチックの排出の抑制

- 微小なプラスチック類であるマイクロプラスチックは、含有・付着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれることによる生態系への影響など、海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。
- マイクロプラスチックは微小であるため、回収・処分が困難であることから、

県は、プラスチックごみが意図せず環境中に排出されないよう、ごみの散乱防止等の普及啓発に努めます。

- また、県は、マイクロプラスチックの排出実態の解明に関する調査研究に取り組みます。
- マイクロプラスチックの削減には、プラスチックごみを削減することが有効であることから、「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指す「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」による取組を進めます。
- プラスチック製品の原料である樹脂ペレットを使用等する事業者は、公共用水域にプラスチックが流出することのないよう適正な管理等を行います。

表7 マイクロプラスチックの排出の抑制に関する取組

実施主体	主な取組
県	○ごみの散乱防止などの普及啓発 ○マイクロプラスチックの排出実態の解明に関する調査研究
県、市町村、事業者、県民	○「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」による取組
事業者	○樹脂ペレットを使用等する際の適正な管理等

3 普及啓発・環境教育

- 海岸漂着物等は、日常生活や事業活動に伴って生じたごみが多く含まれております、沿岸域だけでなく、内陸部を含めて当事者意識をもち、自主的かつ積極的に取組を行うよう促すことが重要です。
- 「神奈川県循環型社会づくり計画」において、クリーン活動の推進を施策事業としており、県土の環境美化と海洋プラスチック問題等の解決に向け、県民、市町村、事業者等と連携したクリーン活動を推進することで、散乱ごみの回収を進めるとともに、県民の環境意識の醸成やポイ捨てを許さない地域環境づくりを進めます。
- また、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」において、クリーン活動の拡大及び普及啓発・環境教育を推進方策として掲げており、県民一人ひとりが問題を認識し、自分事として捉え、問題解決のために行動を変容していくことが重要であるため、各種普及啓発を行うとともに環境教育等を推進します。
- 具体的には、県では、2023（令和5）年に「かながわプラごみゼロ宣言」等のプラスチックごみ問題を題材とした映像教材を作成し、環境教育を推進するため、県内小学校等の教育機関に対して活用を促していきます。また、SNS等様々な媒体を活用した海洋プラスチック問題等の県民への普及啓発、「かながわ環境出前講座」による環境学習の推進等を行います。
- また、相模湾沿岸に漂着するマイクロプラスチックには、人工芝の破片が確

認されており、消費者が日常的に使用しているプラスチック製品から意図せず発生したプラスチックが、河川等の公共用水域を経由して海洋へ流出していることが考えられます。プラスチック製品が使用中に劣化してマイクロプラスチックにならないように適正に管理すること等について、普及啓発を行っていきます。

- 美化財団では、小・中・高等学校等の総合学習などを活用し、ビーチクリーンの実施や教室での授業に職員を派遣する環境出前授業「学校キャラバン」を実施し、環境教育への支援を行います。その他にも、各種美化キャンペーン活動への支援、パネル展示等の実施、講演等の実施等を行い、海岸美化を推進するための啓発事業を実施します。

表8 美化財団における普及啓発活動等の概要

種別	概要
海岸美化キャンペーン等の実施	行政や企業等が実施するイベント等への参加及び後援等
環境教育への支援	環境出前授業の実施、学生の職業体験の受入れ、海岸清掃団体としての実態を踏まえた講演等の実施等
ボランティア清掃活動への働きかけと支援	美化財団ホームページ等による海岸清掃活動の情報提供、ごみ袋の提供、清掃用具の貸出し、集積ごみの回収等
美化団体等との連携	ボランティアや企業等を対象とした交流会の実施、団体等の活動の発信及び感謝状の贈呈

第7章 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

1 関係者の役割分担・相互協力

- 港湾管理者及び漁港管理者、沿岸13市町以外の市町村等を含めた役割分担と相互協力の体制は、図10のとおりとします。
- 本県では、2005（平成17）年に県、沿岸13市町及び美化財団で構成される「海岸美化充実・強化検討会議」を設置し、相模湾沿岸における海岸美化の課題整理・共有・充実を行っています。

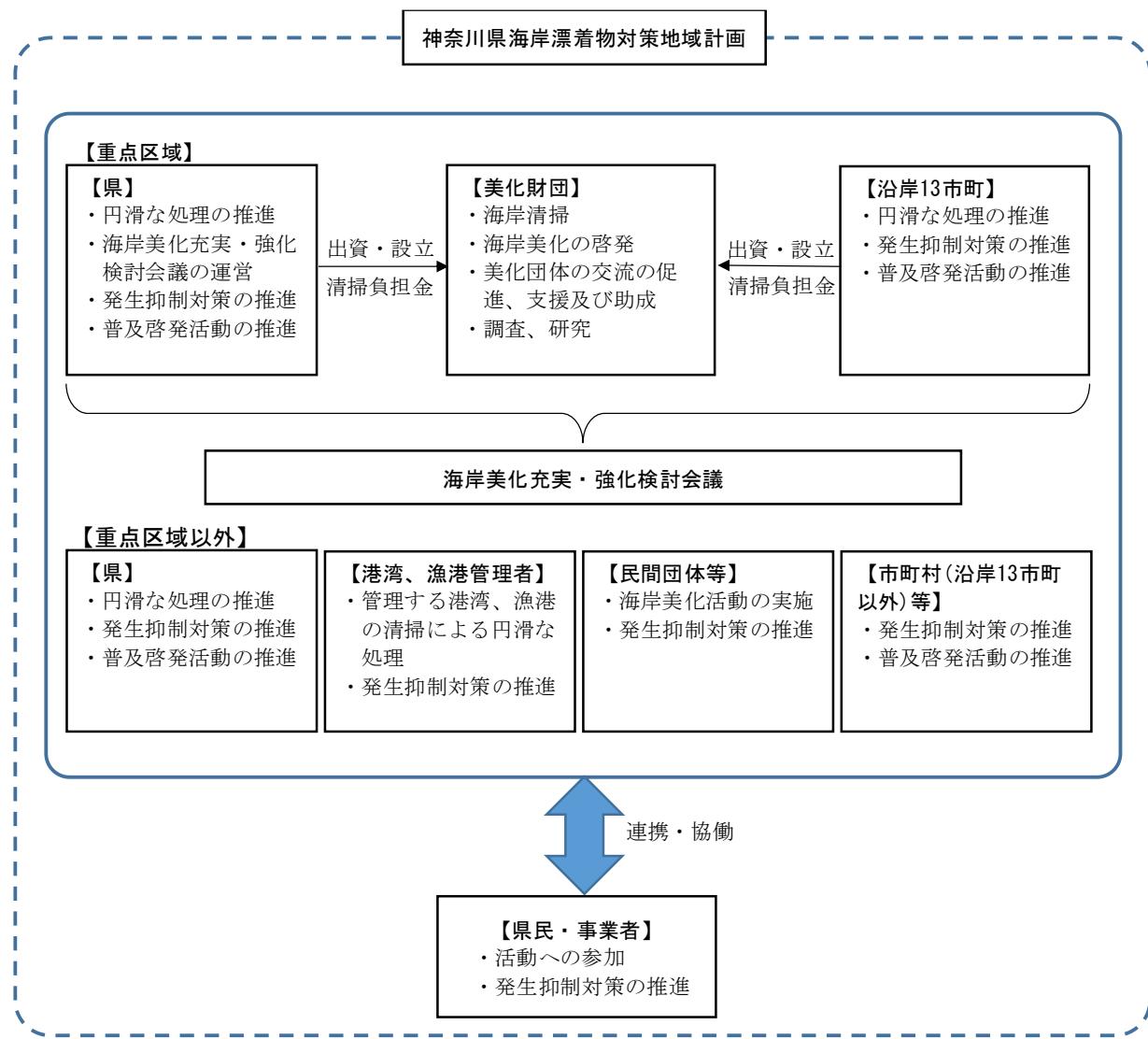


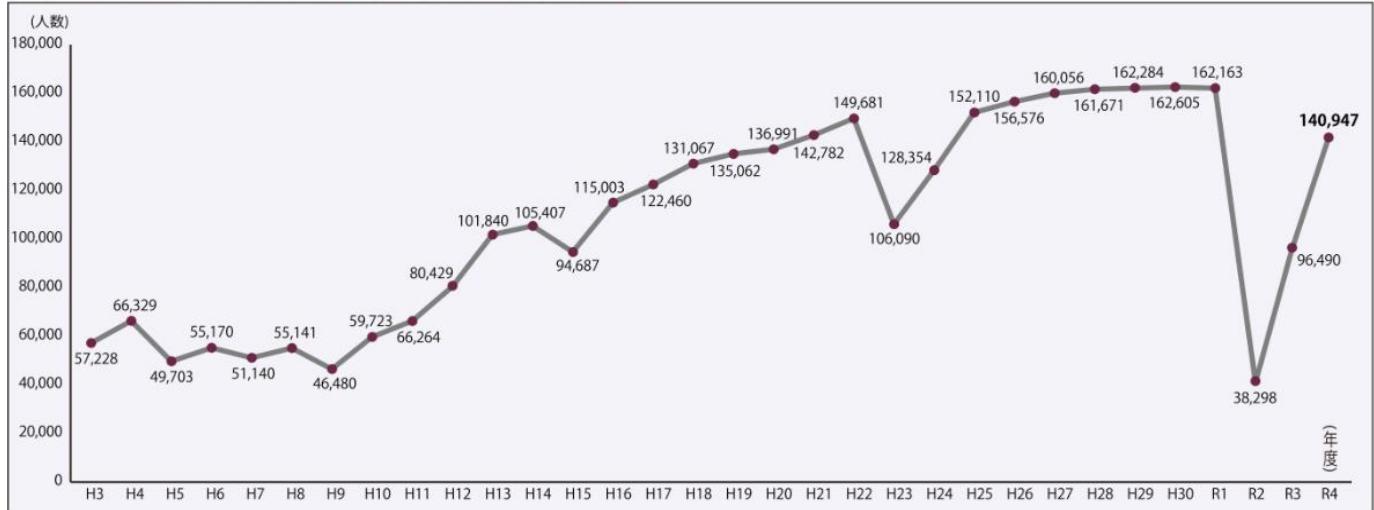
図10 役割分担と相互協力のイメージ

2 民間団体等との連携

- 相模湾沿岸で行われているボランティア清掃活動は、多様な主体により日常的に自発性や主体性をもって行われており、直接、海岸美化の推進に繋がっています。相模湾沿岸における海岸清掃ボランティア参加者の推移は次のとおり

です。

海岸清掃ボランティア参加者の推移(平成3～令和4年度)



(出典：かながわ海岸美化財団機関誌 Sclean vol. 31)

図 11 海岸清掃ボランティア参加者の推移

- このようなボランティア清掃活動は、廃棄物の不法投棄の防止の促進にも繋がり、海岸漂着物等の発生抑制対策にあたって大きな役割を果たしています。また、ボランティア清掃活動を実施する住民、事業者及び団体の増加にも繋がっており、海岸漂着物等に対する关心の高まりに貢献しています。
- 県では、美化財団を中心に、海岸美化活動を実施する海岸清掃ボランティアに対して、各種支援等により密接な連携を図ります。

第8章 海岸漂着物対策の実施にあたって配慮すべき事項

1 モニタリングの実施

- 海岸漂着物の実態把握及び発生源の推定のため、海岸漂着物組成調査及びマイクロプラスチックの排出実態の解明に関する調査研究を行います。
- 美化財団は、海岸漂着物の回収量や種類等を調査分析します。美化財団が調査分析した結果を蓄積するとともに、県の施策の効果検証等に活用します。

2 災害等の緊急時における対応

- 災害時の廃棄物の発生の際の対応については、「神奈川県災害廃棄物処理計画」との整合を図ります。
- 海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物やガスボンベ等の危険物が含まれており、誤った扱いをすると重大な事故に繋がりかねないことから、回収を行う際には安全確保が必要です。危険物・不審物の漂着が見られる場合の緊急時の対応等については、関係者間で共有を図ることとします。

3 他の関連計画との整合

- 「神奈川県循環型社会づくり計画」、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」及び「神奈川県災害廃棄物処理計画」などの関連計画と整合を図ります。

4 地域計画の見直し

- 計画期間を2030（令和12）年度までと設定しましたが、海岸漂着物対策の進捗や社会情勢の変化等が生じた場合には、計画の最終年度を待たずに見直すこととします。